

開発・建築等をお考えのみなさまへ

開始日

令和2年3月30日(月)より

神戸市都市空間向上計画 (立地適正化計画)の 届出制度が始まります

住宅 に関する届出対象

特定の区域において一定規模以上の住宅（一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅）の開発・建築を行う場合は届出が必要となります。

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000 m²以上のもの

建築行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合

広域型都市機能誘導施設 に関する届出対象

特定の区域において誘導施設（700席数以上を有するホールや、MICE開催を主目的とした3000人以上を収容する機能を有する施設等）を開発・建築・休廃止する場合は届出が必要となります。

開発行為

広域型都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合

建築行為

- ① 広域型都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、広域型都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、広域型都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

休廃止

広域型都市機能誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

詳しくはお問い合わせ または ホームページをご確認ください

神戸市都市局計画部都市計画課計画係

神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル6F

TEL:078-595-6703

HP:

